

議案第79号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月18日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例

(養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年養父市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表12月1日の項を次のように改める。

12月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	100分の65.25
-------	------------	----------	------------	------------

第2条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5
12月1日	100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び

旅費に関する条例（以下「第1条改正条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条改正条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第79号 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行					改 正 案				
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
	在職期間					在職期間			
基準日	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	基準日	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.75	6月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.75
<u>12月1日</u>	<u>100分の212.5</u>	<u>100分の170</u>	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の63.75</u>	<u>12月1日</u>	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.25</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				

第2条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行					改 正 案				
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	<u>100分の212.5</u>	<u>100分の170</u>	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の63.75</u>	6月1日	<u>100分の215</u>	<u>100分の172</u>	<u>100分の129</u>	<u>100分の64.5</u>
12月1日	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.25</u>	12月1日	<u>100分の215</u>	<u>100分の172</u>	<u>100分の129</u>	<u>100分の64.5</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				